

絆 biz 会員規約

【第1章 総則】

第1条 (総則)

1. 本規約は、合同会社エフォート（以下「当社」という。）が提供する異業種交流会「絆biz」（以下「当会」という。）における会員の権利義務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
2. 会員は、当会への入会にあたり、本規約を遵守するとともに、本規約を理解の上、当会に入会するものとする。

第2条 (定義)

本規約において、次の各号に定める用語は以下の意味を有する。

- (1) 「会員」とは、本規約に基づく手続きにより当社との間で当会の入会契約を締結した者をいう。
- (2) 「ゲスト」とは、当会の会員より紹介を受けて参加する、当会の入会を希望する者をいう。尚、同一人物による当会への参加は1回のみとする。
- (3) 「入会契約」とは、本規約に基づき、入会希望者と当社との間に成立する、本規約の規定を契約の内容とする当会への入会に係る合意をいう。
- (4) 「会場」とは、当社が様々な場所に設置する、会員が絆商談等の活動を行う為に必要な場所をいう。
- (5) 「絆商談」とは、会場で会員数名がテーブルに着席した状態で、当該テーブル毎、会員が1人ずつそれぞれのビジネスのPRを行うことをいう。
- (6) 「絆ブース出店」とは、会場で会員が扱う商品等を展示・販売することをいう。
- (7) 「絆プレゼンテーション」とは、会場に参加する会員全体に対して行う会員のビジネスのPRを行うことをいう。

【第2章 入会】

第3条 (入会契約)

1. ゲストは、本規約の内容を承諾した上、当社所定の方法により申し込みを行うことにより、当会の入会の申し込みをすることができる。
2. ゲストは、以下の各号に定める事由に該当し、かつ第4条に該当しない場合にのみ入会することができる。
 - (1) 当会の会員から紹介を受けていること。
 - (2) 以下に定めるいずれかの要件を満たすこと。
 - ① 法人・個人事業主の経営者・またはそれに準ずる者。
 - ② 最低でも数十万円程度の決裁権を有し、即断即決が可能な者。
3. ゲストは、第11条に定める初回登録費及び年会費を当社所定の方法で支払いを完了した時点で入会手続きを完了したものとし、ゲストと当会との間で、入会契約が成立するものとする。

第4条 (入会拒絶)

1. ゲストは、以下の各号に定めるいずれかの事由に該当する場合には、第3条の入会申込みをすることは出来ない。
 - (1) 入会申込にあたって当会に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽、偽り又は記載漏れがあった場合。
 - (2) 第19条に定める反社会的勢力に該当する者。
 - (3) 販売方法、取扱商品、その他業務運営等が公序良俗に反する場合。
 - (4) 政治活動、宗教活動、その他当会と無関係の団体、サービス、活動等への勧誘を目的とする者。
 - (5) ネットワークビジネス、マルチ商法、組織販売を会員間で行おうとする者。
 - (6) 投機を目的としたビジネスを会員間で行おうとする者。
 - (7) 無資格で金銭貸借を会員間で行おうとする者。
 - (8) 占い、靈感ビジネスを目的とする者。
 - (9) その他当会が不適切と判断する場合。
2. 前項第1号に該当する者が当会に入会したことが判明した場合、当社は入会を拒絶することが出来るものとする。
3. 当社がゲストの入会を拒絶する場合、第11条に定める初回登録費及び年会費を当社所定の方法により返還するものとする。尚、当該返還金には利息は付さないものとする。
4. 当社は、本条に基づき当会が行った措置により会員又はゲストに生じた不利益及び損害について一切の責任を負わず、会員又はゲストは当該措置に対して異議を述べない

もとする。

第5条（届出）

1. 会員は当会に入会するにあたり、次の各号に定めた事項を予め当社に届け出るものとし、当該事項に変更がある場合にも当会の運営に支障が出ないよう、速やかに当社が定める方法により変更を届け出なければならないものとする。尚、当該事項の内容に虚偽、誤り、記載漏れ、又は届出がなかったことにより会員に生じた損害は当社に生じた損害は会員が負担する。

- (1) 氏名
- (2) 携帯電話番号
- (3) 電子メールアドレス
- (4) 会社名（商号・屋号）
- (5) 役職
- (6) 会社住所
- (7) 会社電話番号
- (8) クレジットカード情報
- (9) その他当社が当会を運営する際に合理的に必要と判断する事項

2. 当社が前項第1項の規定により届出のあった会員の住所に書面を郵送した場合には、相手方の受領拒絶、不在その他の事情で書面が到達しなかった場合又は配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとする。

3. 当社が、前項第1項第3号の規定により届出のあった会員の電子メールアドレスに電子メールを送信した場合、当該電子メールは相手方が受信した時点又は送信後24時間経過のいずれか早い時点に到達したものとみなす。

第6条（会員種別）

1. 当会の会員は以下の各号に定める条件を満たす者に会員の名称を与え、それに準ずる会員カードを進呈するものとする。

- (1) スタートアップ会員
第3条に定める入会契約を締結した者。
- (2) 絆会員
当会に1名紹介をし、その者が第3条に定める入会契約を締結した場合に進呈。
- (3) 絆会員（箔押し）
当会に紹介した会員の内、既存の会員数が3名となった者。
- (4) 絆シルバー会員
当会に紹介した会員の内、既存の会員数が5名となった者。
- (5) 絆ゴールド会員

当会に紹介した会員の内、既存の会員数が10名となった者。

(6) 絆ブラック会員

新規で会場を設立するなどし、当社が別途定める一定の基準を満たした者。

2. 会員カードの進呈時期は、前項第1項に定める条件を達成した月の翌月以降に開催されるRMで進呈するものとする。また、与えられた会員種別、進呈されたカードは一定の条件を満たさなくなった場合でも返還は求めないものとする。

【第3章 活動】

第7条（活動）

1. 当社が設置した全国の会場毎に毎月1回定められた日時にレギュラーミーティング（以下、「RM」という。）を開催するものとする。活動の主な内容は以下の各号に定めるものとする。
 - （1）絆商談
 - （2）絆ブース出店
 - （3）絆プレゼンテーション
 - （4）その他、当会が目的に沿って定めた活動
2. 前項に定めるRM以外にも、各会場の会員の有志によってランチミーティング（以下、「LM」という。）を開催するものとする。

第8条（活動制限）

1. 第7条に定める当会の活動について、以下に定める会員は活動を制限するものとする。
 - （1）ゲスト
絆ブース出店は出来ないものとする。
 - （2）スタートアップ会員
絆ブース出店は出来ないものとする。ただし、各会場で定められた絆ブース出店料を支払うことにより、絆ブース出店は出来るものとする。
2. ゲストについてはRM参加後、当会の会員への一切の営業活動を制限するものとする。

第9条（絆チケット）

1. 当社は当会の会員に対して以下のいずれかの条件を満たした時に別途定める枚数の絆チケットを進呈するものとする。
 - （1）当会の会員が当会に入会希望者を紹介し、その者が第11条に定める初回登録費及び年会費を支払って入会した時
 - （2）当会の会員によって紹介して入会された会員が、第12条に定める当会の会員資格を更新し、翌年分の年会費を支払った時
2. 絆チケットの進呈時期は、前項第1項に定める条件を満たした月の翌々月以降に第5条第1項の規定により届出のあった会員の住所宛に郵送にて進呈するものとする。
3. 前項第2項に定める方法で郵送した場合で、相手方の受領拒絶、不在その他の事情で絆チケットが到達しなかった場合、再送付は行わないものとする。ただし、この場合、絆チケットの受領を希望する当会の会員は当社に対して改めて連絡を頂いた場合にのみ対応するものとする。

第10条（役員・運営）

1. 当社が設立した会場毎に以下の各号に定める役員を設置することとする。
 - (1) 三役
 - ①代表エージェント
 - ②副代表エージェント
 - ③事務長エージェント
 - (2) 絆サポーター
 - ①サポーター
 - ②サブサポーター
2. 前項第1項の各号に定める役員（以下「役員等」という。）から構成する役員会を毎月1回以上開催するものとし、代表エージェントが招集するものとする。
3. 役員会は会場の運営に関する必要な事項の審議・決定を行い、出席者の過半数で成立するものとする。但し、緊急の判断が必要な事項については、代表エージェントと副代表エージェントで協議をし、後日役員会において報告するものとする。
4. 役員の任期は1年間とし、任期満了前までに役員会で協議するものとする。尚、再任は認めるものとする。尚、役員等の選任方法については会場毎に別途定めるものとする。
5. 本条の通り役員会が各会場の運営を担うが、本規約を優先すること及び別途当社の指示がある場合には従うことを確約する。

【第4章 費用】

第11条（会費等）

1. 会員は当会对し、別途当社が定める方法により初回登録費及び年会費を支払うものとする。
2. 前項第1項に定めるものの他、会員は当会の活動に参加する為、各会場によって別途定められた会場費その他の費用を負担するものとする。
3. 当会は、理由の如何を問わず、本規約に定めるものの他、会員からの当会对して支払われた初回登録費及び年会費及びその他の金銭の返還には一切応じないものとし、会員は予めこれに同意する。

第12条（有効期限と更新）

1. 会員資格の有効期限は、第11条第1項の規定により初回登録費及び年会費を支払った日より1年間とする。
2. 会員は前項第1項で定める有効期限までに当社が別途定める方法により翌年分の年会費を支払うことにより会員資格を更新することができる。この場合、第6条に定める会員種別を引き継ぐものとする。
3. 会員は、会員資格を更新しない場合、当社が別途定める方法により更新しない旨の通知をするものとする。この場合、第6条に定める会員種別も当然に権利を失うものとし、当会に再入会しようとする場合において、会員種別は復活しないものとする。
4. 当会は、本条に基づき会員に生じた不利益及び損害について一切の責任を負わないものとする。

【第5章 権利義務】

第13条（守秘義務）

1. 会員は、当社及び当会に関連して知り得た情報、その他機密に属すべき一切の事項（以下、「秘密情報等」という。）を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、次の各号に定める事由に該当する場合には、この限りではない。
 - （1） 予め相手方の書面による承諾を得た場合
 - （2） 弁護士、公認会計士、税理士等の法律上守秘義務を負う者又は自社の役員・従業員等に対して、必要な範囲で開示する場合
 - （3） 法律又は官公署の命令により、必要な範囲で開示を行う場合
2. 会員は、当社から求められた場合、秘密情報等を記載又は記録した書面、その他記録媒体物、並びにその全ての複製物等を当社の指示に従い、遅滞なく、返却又は廃棄しなければならない。

第14条（禁止事項）

1. 会員は自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当する恐れのある行為をし、又はさせてはならない。
 - （1） 法令の定めに違反する行為
 - （2） 本規約に違反する行為
 - （3） 当会の業務・運営・維持を妨げる行為
 - （4） 当社、当会又は第三者の財産権（知的財産権を含む。）、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為
 - （5） 当会に対して事実と異なる内容の届出をする行為
 - （6） 第19条第2項の各号に定める行為
 - （7） 公序良俗に反する行為
 - （8） 政治活動、宗教活動、その他当会と無関係の団体、サービス、活動等への勧誘を目的とする行為
 - （9） ネットワークビジネス、マルチ商法、組織販売を会員間で行おうとする行為
 - （10） 投機を目的としたビジネスを会員間で行おうとする行為
 - （11） 無資格で金銭貸借を会員間で行おうとする行為
 - （12） 占い、靈感ビジネスを目的とする行為
 - （13） その他当会が不適切と判断する行為

第15条（権利の譲渡）

会員は、本規約に基づく会員の権利その他一切の権利を第三者に譲渡、転貸、担保差入、その他形態を問わず処分してはならない。但し、当会が書面によって承諾した場合はこの限り

ではない。

第16条（免責）

1. 当社は、天災地変、戦争、テロ、暴動、火災、疫病、法令の改廃、公権力の発動、又は当事者の合理的支配を超えた偶発的事象により当会の活動を行うことが困難であると認められる場合には、当会の活動の一部若しくは全部を制限し、又はこれらを一時休止若しくは廃止することができ、会員に不利益及び損害が生じた場合、その責を負わないものとする。
2. 当会は前項第1項の規定の他、必要があると認められる場合には、当会の活動の一部若しくは全部を制限し、又はこれらを一時休止若しくは廃止することができ、会員に不利益及び損害が生じた場合、その責を負わないものとする。
3. 当社は、当会を通じて提供するサービス及び情報について、会員の特定の目的への適合性、商用的価値、正確性、有用性、完全性、適法性及び第三者の権利を侵害していないことについて、いかなる保証も行わない。
4. 当社は、当会を通じて提供するサービス及び情報が会員の特定の利益その他の経済的効果が生じることについて、いかなる保証も行わない。
5. 当社は、本会の活動に関して、会員と他の会員又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争について一切関与せず、原因のいかんを問わず、責任を負わない。

【第6章 契約の終了】

第17条（退会）

1. 会員は当社が別途定める方法により、いつでも当会を退会することができる。
2. 会員は、当会を退会した後も、当社及び第三者に対して既に生じた一切の義務及び債務（損害賠償を含むが、これに限らない。）を免れない。

第18条（解除）

1. 当社は、会員が次の各号に定める事由に該当した場合には、何らの催告なしに入会契約を解除することができる。
 - （1）本規約に違反したとき
 - （2）手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - （3）差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
 - （4）破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算の申し立てがされたとき
 - （5）前三号の他、会員の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - （6）解散又は営業停止状態となったとき
 - （7）第14条の各号に定める事由に該当したとき
 - （8）当社からの問い合わせ等の回答を求める連絡に対して、30日間以上応答がないとき
 - （9）第12条に定める翌年分の年会費の支払いを怠ったとき
 - （10）その他前各号に類する事由があるとき
2. 会員は前項の各号に定める事由の一つが発生した場合、会員の当社に対する債務は当然に期限の利益を失い、全ての債務を直ちに弁済しなければならない。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により会員に生じた不利益及び損害について一切の責任を負わず、会員は当該措置に対して異議を述べないものとする。

第19条（反社会的勢力との関係による解除等）

1. 会員並びに会員の役員及び従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号に定める事由に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に定める行為を行わせないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

【第7章 その他】

第20条（規約等の改定・変更）

1. 当社は、本規約の内容を変更又は追加することができる。本規約を変更する場合、当社は適宜の方法により、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告知する。
2. 会員が本規の変更後も退会せず会員としての資格を保有し続ける場合、当該会員は、変更後の本規約に同意したものとみなす。

第21条（損害賠償）

1. 会員による本規約の違反行為その他当会での活動に起因又は関連して、当社に直接又は間接の損害が生じた場合（当該行為が原因で、当社が第三者から損害賠償請求その他の請求を受けた場合を含むが、これに限らない。）、会員は、当社に対し、その全ての損害を賠償する責任を負う。
2. 当社は当会の活動に起因又は関連して会員が被った全ての損害（特別損害、逸失利益を含む。）について、原因のいかんを問わず、一切の責任を負わない。
3. 当会の活動に関し、当社が損害賠償責任を負う場合、会員からの請求時点における当社が受領済みの年会費（更新前の年会費を含まない。）を限度額とする。

第22条（準拠法・裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に基づき解釈され、本規約及び入会契約に起因又は関連する一切の紛争については、訴額のいかんにかかわらず、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

- | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----------------|
| 令和 | 5年 | 6月 | 27日 | 第8条改訂。 |
| 令和 | 5年 | 11月 | 16日 | 第8条&第9条&別紙2)改訂。 |
| 令和 | 6年 | 6月 | 1日 | 別紙1) 2)改訂。 |
| 令和 | 7年 | 8月 | 1日 | 別紙1) 改訂。 |

【別紙】

1) 初回登録費及び年会費

- ・初回登録費 0円 (別税)
- ・年会費 0円 (別税)

2) 絆チケット

- ・令和6年6月1日以降、規約に基づく条件を満たした場合でも絆チケットの発行はしないものとする。